
平成23年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

平成23年12月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成23年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第58号 町営路線の区域の変更について
- 日程第 9 議案第59号 町営路線の廃止について
- 日程第10 議案第60号 第二幼稚園造成工事の変更施工について
- 日程第11 議案第61号 下水道工事の変更施工について
- 日程第12 議案第62号 水道工事の変更施工について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第64号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第65号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第66号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第67号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第68号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第58号 町営路線の区域の変更について

- 日程第 9 議案第 59 号 町営路線の廃止について
 日程第 10 議案第 60 号 第二幼稚園造成工事の変更施工について
 日程第 11 議案第 61 号 下水道工事の変更施工について
 日程第 12 議案第 62 号 水道工事の変更施工について
 日程第 13 議案第 63 号 平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
 日程第 14 議案第 64 号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 15 議案第 65 号 平成 23 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 16 議案第 66 号 平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 17 議案第 67 号 平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 18 議案第 68 号 平成 23 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 19 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

出席議員（14 名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 10 番 三 上 政 義 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊 |
| 14 番 原 野 敏 彦 | 15 番 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 平 山 幸 治

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（健康福祉課）・・吉 松 清	理 事（教育次長）・・安河内 亮 三
総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・百 田 順 二	健康福祉課長・・・・畑 江 達 也

上下水道課長・・・・・・今 泉 智 明
住民課長・・・・・・安 部 健 一
子ども教育課長・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・川 津 政 文
監査委員・・・・・・百 田 清 二

建設産業課長・・・・・・安 川 敏 幸
建設産業課付課長・・・・安河内 久 人
子ども教育課付課長・・・・猪 股 清 貴
総務課課長補佐・・・・・満 行 誠

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。きょうは平年並みの気温だと思われませんが、このところ気候の変動が著しく、皆様方においては議会終了まで体調を崩さないよう、自己管理をよろしくお願いいたします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ただいまから平成23年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の経過報告をいたします。

12月2日、午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は14件でございます。意見書1件となっております。陳情が2件、持参により提出されておりましたが、議長預かりという取り扱いにいたしております。

会期は、本日から16日までの9日間としております。

一般質問は13日午前9時より行います。

12日の9時30分より、追加議案に関する議会運営委員会を開催いたします。

13日の本会議終了後には、ぼた山開発特別委員会が行われます。

16日の最終本会議終了後には、広報特別委員会が開催されます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月16日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月16日までの9日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。平成23年最後の議会を招集いたしましたところ、全員の議員さん御出席のもとに開会できますことを、まずもってお喜びを申し上げたいというように思っております。

それでは、4件にわたって諸報告を申し上げさせていただきたいと思います。

コミュニティバスの本格運行に向けて

まず第一に、コミュニティバスの本格運行に向けての御報告でございますが、これは、議員のほうから一般質問も受けておりますので、流れについて簡単に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に定めます協議会として、須恵町地域公共交通活性化協議会が平成20年5月30日に立ち上げられて、第1回の会合を開いたわけでございます。

この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを、総合的かつ効率的に推進することを目的として設立されたものであります。須恵町の公共交通体系の現状、問題及び基本方針、アンケート調査、路線調査、それから事業者聞き取り調査等による現状の分析を行いまして、コミュニティバス運行に向けた、予算、事業計画、運行ルート、ダイヤ、運賃、運行形態、バス停カルテ、コミュニティバス車両購入等について審議され、須恵町における今後の公共交通のあり方、基本方針などが決定されたというものでございます。

平成21年10月には、1台目のバスを購入いたしました。翌年2月より、旧来の福祉バスから新路線、新ダイヤによるコミュニティバスの運行がスタートいたしました。また、4月には須恵町コミュニティバス条例、須恵町コミュニティバス条例施行規則が施行されまして、料金制度開始とともに、22年度、23年度にわたる2年間の実証運行がスタートしたわけでございます。

当初は、運行ルートやダイヤの改正、保険証等のいわゆる身分を証明するための保険証の提示に伴う苦情が相次ぎ、苦難の船出であったわけでございますが、住民皆様方の御理解と御協力によりまして、現在では大きな問題もなく運行されていると伺っております。

また、委託業者との打ち合わせや運転手ミーティングを毎月開催し、利用者にはアンケート調査等も実施いたしまして、きめ細やかなサービスの提供に努めているところでございますが、まだまだ課題や改善点は多くあります。

そういった経緯を踏まえまして、先月28日に決定機関であります地域公共交通活性化協議会と交通会議が開催されまして、実証運行期間中の課題や問題点とあわせて、新ルートやダイヤの改正、バス停の一部移設などが協議されまして、24年度、いわゆる来年度から本格運行が決定

されました。

今後の本格運用に伴いまして、住民皆様方からの御要望や御提案を柔軟に受けとめ、より質の高いコミュニティバスの運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

介護保険広域連合地域包括支援センターについて

次に、介護保険広域連合地域包括支援センターについての報告をさせていただきます。

介護保険制度が平成12年度にスタートいたしまして、12年を経過しようとしております。

須恵町が広域連合に加入していることは御存じのとおりであります。平成18年に地域包括支援センターが粕屋支部に設置されました。場所については、久山町の旧保健センターでございます。

で、地域包括支援センターの目的と機能を概略申し上げますと、まず目的といたしましては、地域の高齢者の心身の健康保持、保健福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助を包括的に行う中核機関として設置されたものでございます。

機能といたしましては、新予防給付に関するケアマネジメント業務、いわゆる地域支援事業・介護予防事業でございます。次に、当該者のケアプランの作成業務、高齢者の実態把握や虐待への対応など、総合的な相談業務及び権利擁護業務等が主体的な役割であります。

次に、職員体制であります。体制としては、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、3種が基本となりまして、通常の業務運営に当たっております。

振り返りますと、平成18年度に開設に当たって、粕屋支部は各町に開設を要望してきた経緯がありますが、各支部に設置することで現在に至っております。しかしながら、年数を経過するに当たって不都合が生じてきたために、まず運営のあり方について、それから職員派遣のあり方について、派遣、出向職員の時間外等について具体的に申し上げますと、本来の保健師の業務は、介護予防、虚弱高齢者への支援等ですが、現状はケアプラン作成業務に追われる状況で、必ずしも正職員ではなくても嘱託職員で可能ではないかと。しかしながら、直ちに町へ移管することは困難であることから、保健師は、週2日から3日は各出身町において本来の業務を遂行することにいたしました。

高齢者の相談は、久山町まで行くことは困難であり、相談業務は居住する町で開設することが望ましいというふうなことで、その町で開設いたしておりました。

町からの保健師派遣については、3年ごとに、いわゆる派遣することになっておりまして、その人選いわゆる保健師の数が少ないわけございまして、もう2度目の派遣というような状況も起こってくるということで、人選には苦慮しておったところでございます。

これらの事項について、広域連合本部に毎年要望を粕屋支部として行ってまいりました。

地域包括支援センターの移行についてでございますが、本年6月に広域連合本部より、地域包括支援センターを町に開設するに当たっての説明がなされたわけでございます。その後4カ月にわたり協議を重ね、粕屋支部6町すべて合意に至り、平成24年4月1日から町において、開設に向けて準備を進めているところでございます。

本町の開設予定場所は、保健センター1階を予定いたしております。人的配置につきましては、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、合計5人の職員体制で運営を予定いたしております。

予算につきましては、人件費、備品、電算システム、電話、コピー機、公用車、センターの改修費等、これにつきましては広域連合の負担となっております。

ちなみに、現在2つの法人に委託しております在宅介護支援センター、水戸病院と成雅会の泰平病院でございますが、この在宅介護支援センターについては廃止いたしまして、今後、この地域包括支援センターで、その機能を持たせるということにいたしております。

現在、福岡県介護保険広域連合加入の市町村は33市町村で、支部として8支部に、非常に少なく、合併によって減ってまいったわけでございますが、33市町村のうち17の市町村が、現在、平成24年4月1日からそれぞれの町で開設する予定となっております。

終わりに、地域包括支援センターの開催に当たりましては、広報すえ及びホームページにおいて、住民の皆さんにお知らせをしたいというふうに思っております。今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

国民健康保険被保険者証のカード化について

それから次に、国民健康保険被保険者証のカード化についてでございますが、国民健康保険の被保険者につきましては、現在、世帯ごとに構成員連記の上、1枚を交付しております。

これに対し、カード様式の被保険者証については、既に平成13年の健康保険法施行規則改正において、原則として1人1枚のカード様式とすることが規定されております。当分の間はそのままでもよいということでございますが、当町においては、事務の煩雑化、コスト面等を考慮いたしまして、世帯ごとの被保険者証を現在も交付しておるわけでございます。

しかしながら、古賀市が平成23年度からカード化を実施いたしてありまして、当町を除く糟屋郡内6町についても、平成24年度からのカード化に向け、現在準備中であります。

カード化は、被保険者からのカード化の要望、糟屋医療圏におけるサービスの均一化等を考慮いたしまして、平成24年度から被保険者証をカード化するものございます。

また、糟屋郡内においては、当町のほか、宇美町、志免町、新宮町及び篠栗町が同一の電算システムを利用しておることから、カードの書式の統一化によるカスタマイズ費用と保険証の大量発注により、コスト軽減が図られるものと思われれます。

今回、カード化に向け関連議案を提案いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

篠栗町外一市五町財産組合工事に伴う水質汚濁について

最後に、篠栗町外一市五町財産組合工事に伴う水質汚濁についてでございます。

このたび、第二浄水場からの配水区域であります佐谷区及び上須恵、南米里、新原の一部地域に濁り水を給水し、報告がおくれましたことを、おわびを申し上げます。

先月24日に濁り発生の連絡を受けた後、早急に対策と原因究明に取りかかりました。

対策として、第二浄水場は、いわゆる須恵ダムのみが取水源で、他からの給水はできないということでございまして、緊急に地元の協力を得て、本谷水路、いわゆる第二浄水場のすぐ上に立派な水が流れておるわけでございますが、これは農業用水の水利権でございます。で、その取水をさせていただきまして給水ができているところで、現在は汚濁水は入っておりません。

原因は、11月18日の降雨によりまして、いわゆる泥水がダムに流れ込み、水質を悪化させたというのが原因と思われまます。ダム上流に篠栗町外一市五町財産組合所有地の、いわゆる林道っていいですか、管理道が開設工事中でありまして、その土砂災害による流れ込みが原因と思われるものでございます。

財産組合に対しまして、土砂流出対策工事を早急に行うよう指示いたしております。

これまで以上、水質管理に注意し、安全、良質な水の提供を努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましても、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。平成23年11月21日に、古賀市役所会議室において第2回臨時会が開催されました。

まず、議席の指定から諸報告まで行われた後、第4号議案糟屋郡公平委員会委員の選任について専決処分の報告があり、全員賛成で承認されました。

次に、第5号議案北筑昇華苑組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分、これは地方公務員災害補償法の一部が改められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕

がなかったため専決処分されたもので、全員賛成で承認されました。

最後は、第6号議案平成22年度北筑昇華苑組合一般会計決算の認定についてで、歳入総額2億3,516万1,487円、歳出総額2億1,902万3,283円、歳入歳出差引額1,613万8,204円、実質収支額も同額となっており、全員賛成で認定しています。

その他、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照いただきますようよろしくお願いたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。平成23年11月24日に行われました、平成23年度第4回粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

今回の臨時会は、現職見監査委員の永江英一氏が12月6日で任期満了となるため、後任委員を選任するもので、後任委員に須恵町の川上正俊氏が選任され同意されました。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） おはようございます。11月29日に行われました、平成23年度第3回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会臨時会の報告を申し上げます。資料は皆様の手元に配付しております。

議案第6号専決処分の承認を求めることについては、糟屋郡公平委員会委員の選任についてであり、任期が平成23年10月31日をもって満了となることが報告され、これを承認しております。

次に、議案第7号平成23年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額6,487万6,000円に歳入歳出それぞれ1,612万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,100万円とするものでございます。歳入では、県補助金、財産売り払い収入、繰越金、歳出では、林業費、道路橋梁費として1,612万4,000円を追加するもので、全員賛成で可決いたしました。

最後に、議案第8号林道の移管についてでございます。これは、現行組合林道を篠栗町に移管し、森林道路の総括的インフラ機能の発揮及びイメージアップを図り、森林セラピーとお遍路文化の融合する森づくりを整備するために行うもので、全員賛成で承認しております。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、自席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第58号及び議案第59号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5 . 議案第55号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、平成14年須恵町条例第1号の一部を次のように改正する。

第12条を以下のように改めるもので、改正の内容は、職員の年次有給休暇について、現在、1月1日から12月31日までの暦年で付与しておりますものを、4月1日から3月31日までの年度で付与することに変更するものでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。右側の改正前の第12条の中の年の文字を、改正後はすべて年度に改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則として、第1項、施行期日、この条例は平成24年1月1日から施行する。第2項、経過措置といたしまして、平成24年1月1日から平成24年3月31日までの分については、20日の12分の3カ月分、5日を加えて付与するものです。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第55号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 6 . 議案第 5 6 号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、今回の改正は、障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴い、本町の重度障害者医療費の支給について、所要の処置を講ずるもので、条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表で説明いたします。今回の改正は、第 1 条と第 2 条に分かれ、第 1 条関係の改正は平成 2 3 年 1 0 月 1 日改正と、第 2 条関係は平成 2 4 年 4 月 1 日の改正となっております。

第 1 条関係の第 1 3 条第 1 項の改正は、障害者施設等に入所した場合の特例において、自立支援法の法律が改正されたことに伴い、同法を引用いたしておりますので、今回改正いたしております。

第 2 条関係の改正におきましても、第 1 3 条第 1 項において、法律を引用しておりますので改正いたしております。

第 1 3 条第 2 項の改正は、引用しております児童福祉法において、第 6 条の 2、第 3 項が追加され、該当する指定医療機関が規定されたことに伴う改正でございます。この条例は公布の日から施行し、ただし第 2 条は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 5 6 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 7 . 議案第 5 7 号

議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 5 7 号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） おはようございます。議案書の 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 7 号工事請負契約の変更についてでございます。下記工事の工事請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により、本議会の議決を求めるものでご

ざいます。

変更前、工事名、内原・大谷線道路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,121万5,000円、請負者、福岡市博多区博多駅東1丁目13番9号、若築建設株式会社福岡支店支店長烏田克彦、契約保証の方法、履行保証保険612万2,000円。条件といたしましては、1、工期、契約の効力が生じた日から平成24年2月15日まで、2、請負金の支払い、原則として竣工払いとする。

変更後につきましては、工事名、契約方法、請負者、契約保証の方法、条件等は変更はございません。請負金7,162万1,550円、約17%の増でございます。増の主な変更理由につきましては、橋梁補強をボックスカルバートに変更、及び地元農区要望の大谷ため池不法投棄防護柵、舗装等の増でございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号工事請負契約の変更についてを、総務建設産業委員会に付託します。

日程第8．議案第58号

日程第9．議案第59号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第58号町営路線の区域の変更について、日程第9、議案第59号町営路線の廃止について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第58号町営路線の区域の変更についてでございます。別紙町営路線の区域の変更をしたので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、旧町営住宅跡地売却に伴い、変更認定を行うものでございます。

議案書9ページをお願いいたします。10ページに箇所図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。路線番号、その他205、路線名、寺浦2号線、延長985メートル、新149メートルでございます。起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。議案第59号町営路線の廃止についてでございます。

議案書 12 ページをお願いいたします。13 ページに同じく箇所図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。路線番号、その他 204、路線名、寺浦 1 号線、廃止延長 206.1 メートルでございます。同じく、起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 58 号及び議案第 59 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号町営路線の区域の変更について、及び議案第 59 号町営路線の廃止についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 10 . 議案第 60 号

議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書の 14 ページでございます。

議案第 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工について、別紙工事を平成 23 年度及び平成 24 年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。今回の変更は、開発の事前協議におきまして福岡県からの指摘事項がございました。これによりまして、工種及び工事量を変更するものでございます。また、変更後に横バーで示しております工事につきましては、その後の建築工事にて施工するように計画を変更いたしましたので、造成工事から削除するものでございます。

15 ページでございます。事業名は、第二幼稚園建設事業、図面番号 1、工事箇所、旅石、工事名、第二幼稚園造成工事、16 ページ、17 ページに変更前、変更後の工事箇所図を添付しております。

工事量、変更前、造成面積 6,793 平方メートル、土工、盛り土 7,267 立方メートル、排水構造物工、自由勾配側溝 687 メートル、溜柵 7 基、擁壁工、L 型擁壁 336 メートル、重力式擁壁 15 メートル、緑地工、張り芝 222 平方メートル、汚水工、下水本管布設 24 メートル、敷地内汚水管布設 149 メートル、給水工、給水管布設 139 メートル、道路工、道路整備幅員 6 メートル、193 メートル、防火水槽設置工、防火水槽 20 トン、1 基。

変更後、造成面積 6,416 平方メートル、土工、盛り土 6,409 立方メートル、排水構造物

工、PU4型側溝185メートル、自由勾配側溝203メートル、溜枘13基、擁壁工、L型擁壁228メートル、重力式擁壁5カ所、緑地工、張り芝削除でございます。污水工、下水本管布設削除、敷地内污水管布設削除、給水工、給水管布設削除、道路工、道路整備幅員6メートル、100メートル、道路整備幅員9メートル、103メートル、防火水槽設置工、防火水槽40トン、1基、地下貯留槽工、地下貯留槽100トン、1基。

事業費、変更前1億円、変更後7,000万円。財源内訳、変更前、一般財源1億円、変更後、一般財源7,000万円でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第60号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号第二幼稚園造成工事の変更施工についてを各委員会に付託します。

日程第11．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第61号下水道工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第61号下水道工事の変更施工について、別紙工事を平成23年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、当初計画より交付決定額の減額に伴いまして変更するものでございます。

19ページをお願いいたします。公共下水道事業、図面番号1番、工事箇所、旅石赤坂地区、工事名、赤坂地区管渠築造工事、箇所図を20ページに添付しております。高速先ミニストップ前より町道柴原線までの県道の歩道内に埋設計画が、県工事のミニストップ前交差点改良工事を来年の工事になるため変更するものです。工事量、変更前、工事長1,016.7メートル、人孔14カ所を変更後、工事長832.8メートル、人孔12カ所に減工するものです。

図面番号2番、工事箇所、上須恵、工事名、上須恵地区管渠築造工事、箇所図を21ページに添付しております。上須恵中園地区から久我美術記念館までの計画を、工事量、変更前、工事長837メートル、人孔22カ所を変更後、工事長607メートル、人孔10カ所に減工するものです。

続きまして、図面番号3番、工事箇所、大島原、工事名、大島原地区管渠築造工事、箇所図を22ページに添付しております。役場前及び公民館付近と熊本橋付近の計画を工事量、変更前、

工事長 1,506.4メートル、人孔 25カ所を変更後、工事長 851メートル、人孔 6カ所に減工するものです。

事業費、変更前、4億2,630万円を変更後 3億4,160万円に。財源内訳、変更前、国庫補助金 1億6,500万円、町債 2億3,990万円、一般財源 2,140万円を変更後、国庫補助金 1億460万円、町債 2億2,020万円、一般財源 1,680万円です。

減工箇所につきましては、来年度の施工に考えております。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 61号下水道工事の変更施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 12 . 議案第 62号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 62号水道工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書 23ページでございます。

議案第 62号水道工事の変更施工について、別紙工事を平成 23年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、前議案の 61号の下水道工事の変更施工に伴う変更でございます。

24ページをお願いいたします。水道事業、図面番号 1番、工事箇所、旅石赤坂地区水道管切りかえ工事、箇所図を 26ページに添付しております。変更前、工事長 1,151メートルを変更後、841メートルに減工。

図面番号 2番、工事箇所、旅石、工事名、旅石地区水道管切りかえ工事、箇所図を 27ページに添付しております。変更前、工事長 63メートルを変更後、工事長ゼロメートルに。既設管が下水道工事に影響がありませんでしたので、この分を減工するものでございます。

図面番号 3番、工事箇所、上須恵、工事名、上須恵地区水道管切りかえ工事、箇所図を 28ページに添付しております。変更前、工事長 600メートルを変更後、510メートルに減工するものです。

25ページをお願いいたします。図面番号 4番、工事箇所、大島原、工事名、大島原地区水道管切りかえ工事、箇所図を 29ページに添付しております。変更前、工事長 1,193メートルを変更後、706メートルに減工するものです。

24ページにお戻りください。事業費、変更前、1億9,600万円、変更後、1億5,900万円。財源内訳、変更前、国庫補助金800万円、町債2,800万円、一般財源1億6,000万円、変更後、国庫補助金768万円、町債2,300万円、一般財源1億2,832万円です。

以上、審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号水道工事の変更施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第13・議案第63号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書30ページをお開きください。

議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページでございますが、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,628万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億736万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正によって説明をいたします。

次の2ページ、第1表歳入でございますが、まず第8款地方特例交付金、これは交付額の確定により減額で436万4,000円の減額でございます。11款分担金及び負担金、それから12款使用料及び手数料、13款国庫支出金、14款県支出金につきましてはいずれも収入見込み額による増額の計上でございます。15款財産収入につきましては、2項財産売り払い収入で町営住宅跡地等の不動産売り払い収入1億2,054万6,000円を計上いたしております。

17款繰入金は財政調整基金からの取り崩し額の減額で、マイナスの1億5,200万円ござ

います。19款諸収入は、3項雑入において福岡県市町村振興協会からの助成金1億円並びに福岡県町村会からの助成金1,000万円などの追加補正をいたしております。

次の3ページでございますが、歳出でございますが、全体を通してさきの人事院勧告の実施と4月の人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。それ以外の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費については、歳入の不動産売り払い収入の財政調整基金への積み立て1億2,054万6,000円等の追加計上でございます。3款民生費1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計の繰出金2,286万7,000円の増額等でございます。第2項児童福祉費については、第二幼稚園造成工事費の減額、マイナスの5,800万円等の減額でございます。第6款農林水産業費第1項農業費につきまして、水田農業構造改革対策の補助金605万9,000円などの追加計上でございます。10款教育費2項小学校費においては、第二小学校学級数の増加に伴います経費として760万円の追加計上等でございます。

次の4ページ、11款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費において東原林道佐谷観音谷地区災害復旧工事費として580万円の追加などを計上いたしております。

次に、5ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正でございますが、追加といたしましてコミュニティバス運行事業、期間、平成24年度から26年度まで3カ年、限度額3,600万円、住民記録システム及び関連システム改修業務委託、平成23年度から25年度まで3カ年、限度額2,200万円、これは住民基本台帳法の改正により現行の外国人登録制度が廃止されまして、外国人住民についても住基法の適用対象内となり、住民票を作成することとなるため、電算の住基システムを改修するものでございます。最後に、第二幼稚園造成工事、平成23年度から平成24年度まで限度額7,000万円。以上の債務負担行為を新たに設定するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を 11 時 10 分といたします。休憩に入ります。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 4 . 議案第 6 4 号

議長（三角 良人） 日程第 1 4、議案第 6 4 号平成 2 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 補正予算書の 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号平成 2 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,786 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 30 億 2,501 万 8,000 円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正により説明いたします。

3 5 ページ、歳入ですが、3 款 1 項国庫負担金 2 項国庫補助金及び 6 款県支出金 2 項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者療養給付費と高額療養費を補正いたしておりますので、その財源として各補助率で計上いたしております。また、国庫補助金の財政調整交付金において、歳出の財源として収支の調整を本年度財源不足で調整いたしております。8 款 1 項他会計繰入金の補正は、歳出の 9 款諸支出金の療養給付費還付金の財源と職員の給与費等の増によるものでございます。10 款 3 項雑入ですが、一般被保険者と退職被保険者の第三者納付金で 11 月までに納入された金額を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1 款 1 項総務管理費の補正は人件費の補正と、委託料においては 2 4 年度より国民健康保険証のカード化を計画いたしておりますので、今回補正をいたしております。2 款 1 項療養諸費 2 項高額療養費の補正は、3 月までの医療費の見込みにおいて予算に不足が生じますので、追加補正いたしております。9 款 1 項償還金及び還付加算金の補正は、2 2 年度の実績に基づく療養給付費負担金の精算金を補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 6 4 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第15・議案第65号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 45ページをお願いいたします。

議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,916万1,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

46ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項他会計繰入金の補正は、人件費が減額されておりますので、事務費繰入金を減額し、23年度の保険料の軽減分が確定しておりますので、保険基盤安定繰入金を減額いたしております。5款1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上いたしております。

次のページ、歳出ですが、1款1項総務管理費の補正は人件費の減額補正でございます。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、22年度分の保険料において23年4月、5月に納入された保険料を23年度に広域連合に納入するため補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第65号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第16・議案第66号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第66号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 別冊の補正予算書 52 ページをお願いいたします。

議案第 66 号平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,575 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 6,089 万 1,000 円とする。2 項、款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正による。

53 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出補正、歳入の主なものは、3 款 1 項国庫補助金補正額マイナス 6,040 万円は国庫補助金の確定に伴う減額でございます。5 款 1 項他会計繰入金補正額マイナス 704 万 5,000 円は一般会計繰入金の減額です。6 款 1 項繰越金補正額 311 万円は前年度の繰越金、繰越額が確定しましたので、増額補正するものです。7 款諸収入 2 項還付消費税補正額マイナス 202 万 5,000 円は、前年度の還付消費税の確定による減額補正でございます。4 款雑入補正額マイナス 1,000 万円は当初、流域下水道維持管理負担返還金を見込んでおりましたが、前年度で完納済みのため減額するものです。8 款 1 項町債補正額マイナス 1,940 万円は工事量の減に伴う減額でございます。

54 ページをお願いいたします。

歳出、主なものは、1 款 1 項総務管理費補正額マイナス 1,013 万 1,000 円は、汚水量の見込み量の減によるものでございます。2 款 1 項下水道事業費マイナス 8,473 万 8,000 円は、議案第 61 号の工事量の減に伴うものでございます。3 款 1 項公債費補正額マイナス 88 万 7,000 円は、町債借入額の減に伴う減額でございます。

55 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正、1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額 2 億 3,990 万円を変更後、2 億 2,020 万円に変更。工事量の減に伴うものでございます。資本金平準化債公共下水道分、変更前、限度額 3,270 万円を変更後、3,300 万円に変更。前年度の借入額の確定による増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 66 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17・議案第67号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 62ページをお願いいたします。

議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ9,649万円とする。2項、款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

63ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入、主なものは3款1項他会計繰入金、補正額37万5,000円、一般会計からの繰入金の補正です。4款1項繰越金、補正額98万4,000円、前年度の繰越額が確定しましたので、増額補正するものです。

64ページをお願いいたします。歳出、主なものは2款1項農業集落排水事業補正額140万円は、上の原処理場の跡地利用計画資料作成業務委託料の増額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18・議案第68号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 69ページでございます。

議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。支出、第1款第1項営業費用補正予定額68万8,000円は人件費の補正です。第2項営業外費用補正予定額マイナス12万3,000円は、借入債の額の確定による補正でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入第2項企業

債補正予定額マイナス500万円は、石綿管改良工事に伴う接続工事が起債対象と認められないため減額するものでございます。3項国庫補助金補正予定額マイナス32万円は、補助金確定に伴う減額でございます。支出、第1款資本的支出第1項改良費補正予定額マイナス3,700万円は、議案第62号の水道工事の変更に伴う減額でございます。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額1億5,029万8,000円は損益留保資金で補てんするものとする。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19．健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

議長（三角 良人） 日程第19、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案議員の説明を求めます。2番、百田輝子議員。

議員（2番 百田 輝子） 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書（案）について、会議規則第13条の規定により、三上議員を賛成議員として提出します。

この「健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書」については、福岡県町村議会議長会から県下各町村議会へ要請されたものであり、また、本町においても保険税の確保が困難になる反面、医療費の高騰により、厳しい財政運営を余儀なくされていることから、国に対して、国民が安心して医療を受けることができるよう国庫負担の引き上げを行う等、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要請するものです。

審議方よろしくお願ひします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出については、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審議をお願ひします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、12月13日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時27分散会